## いじめに関する現状と課題

本校では令和6年度は「いじめ」として認知されたものは11件であった。それについては、現在解消しているものが6件あり、継続指導中のも のが5件である。その他にも、いじめに発展しかねない児童間のトラブルは確認されている。その都度、担任や生徒指導担当、養護教諭等が関係児

童と根気強く話をしたり、指導や支援をしたりして解決してきた。 今年度も児童の日頃の言動をよく見て変化を見逃さないことはもちろん、常に職員間の情報共有や保護者との連携を怠らず、全員が一体となって 未然防止に努める。現在いじめとして認知している5件に加え、いじめと考えられるすべての場合を含めて、認知した場合には迅速に対応していく。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ○児童同士の些細な言動であっても、背景にある状況や事情の調査を細かく行い、いじめの定義をふまえたとらえ方で適切に認知するかどうかの判 断をし、迅速に対応する。 ○児童が主体的にいじめの未然防止を行うような活動を進める。
- ○学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には全教職員が加わるとともに、必要に応じて外部のメンバーを加えて編成した会 議を行い、実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
- ○いじめの早期発見のために、年間2回の教育相談週間をもうけ、実態アンケートを実施した後に教育相談を実施する。得られた情報は終礼やケース会議等で報告し、教職員間で共有を図るとともに解決への対応を協議し、実行する。
- ○児童への情報モラル教育の推進を行うとともに、保護者の意識の高揚を図る。
- <重点となる取組>
  - 「人権週間」を設定し、日頃の言動を振り返り、相手の気持ちを考えた言動をしようとする思いやりの心を育てたり、いじめを絶対に許さない という意識を高めたりする。
  - 各学年で発達段階に応じて情報モラルに関する授業を計画的し、実践する。
  - ・教職員研修やケース会議によりいじめに対する認識を高めていく。

## 保護者・地域との連携

## <連携の内容>

- ・学校基本方針を PTA 総会で説明し、学校 のいじめ問題への取組について保護者の 理解を得るとともに、PTA 研修会等を活用 したいじめ問題についての意見交換や協 議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- 学校運営協議会の協力を得て、児童の学 校外での生活に関する見守りや情報提供 の依頼を行い、いじめの早期発見に努め
- ・インターネット上のいじめの問題やス<sup>-</sup> - トフォン等の正しい使い方等について の啓発のための研修会を実施する。
- 必要に応じて学校だよりや学校ホー -ジにいじめ問題等の各種相談窓口や学 校の教育相談窓口等の紹介を掲載して活 用を促す。

## 校

## 【通常の対策】 ①毎日の終礼で児童の様子について報告

- →必要に応じて即急な対応 ②SC、SSWへの相談
- ③ケース会議、生徒指導研修会での対応の検討
- 《いじめ対策委員会の開設》

### 【対策委員会の役割】

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、 実行・検証・修正

# 【対策委員会の開催時期】

全教職員は随時実施、必要に応じて外部メンバー を招聘

### 〈構成メンバー〉

・校外(日頃からの情報交換)

PTA会長、主任児童委員、児童委員民生委員、

SC、SSW ·校内 教職員全員

## 〈活動内容〉

- ・いじめの認知と解消に向けての対応
- ・保護者、地域へのいじめ対策の啓発

## 関係機関等との連携

- ◎重大ないじめ事案の発生時 新見市教育委員会、新見警察署等関 係機関に連絡し指示を仰ぐ。
- ◎日頃はいじめの予防について必要 に応じて連携を図る
  - <連携機関名>
    - ・新見警察署
    - ・新見市教育委員会
  - ・児童相談所

#### <連携の内容>

- ・非行防止教室の実施
- ・専門スタッフの派遣 (SC、SSW等)
- ・ネットパトロールによるスマ トフォン、インターネット使用 の点検
- <学校側の窓口>
  - ・教頭

## 学校が実施する取組

◎子どもの居場所づくり

日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定し、充実感の得られる学校づくりを進める。

- ○児童会活動 **(I**)
  - ・人権週間において、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
- Ľ
- ○特別の教科 道徳 ・授業の充実を図り、 児童-め -人一人の意識の高揚を図る。
- の 防
- ・投業の元美を図り、元単一人一人の息調の高物を図る。 ○ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成 ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための 情報モラルに関する授業を、各学年において最低Ⅰ時間は行う。
  - ○教員研修

止

発

見

- ・教職員の人権意識に対する研修会を行い、児童の人権感覚の育成に生かすことができるようにする。
- ◎相談体制の確立
- ・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじ めを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ○定期的なアンケート調査等の実施による実態把握
- ② 早
  - ・児童の実態把握のため、児童の本音が表現できるように工夫したアンケートを実施し、それに基づいた個別の教育相談を行う。また、保護 者の個別面談を活用し、児童の生活の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。
- 期 ○情報共有
  - ・児童の気になる変化や行為があった場合、細かい事でも毎日の職員終礼や毎月の職員会議・ケース会議で出し合い、教職員間でいつでも情 報共有できる体制をつくる。
  - ○家庭への啓発
  - ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見るためのポイントを載せたパンフレット等を配付し、家庭におけるいじめ への対応に関する啓発を行う。
  - ○欠席が継続する児童への対応
  - ・継続して3日以上欠席する児童や欠席が増えつつある児童に対して担任が家庭訪問を行い、児童の生活の様子を把握するとともに、児童の 心のケアに努める。
  - ◎教職員の組織的な対応と関係機関との連携
- ・いじめの発見・通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、まず、全職員による「いじめ対策委員会」を開催し、速やかに対応 する。さらに、必要に応じて外部人材を交えた会を開催して対応した後、教育委員会へ報告し、状況に応じて警察等関係機関へ相談する。 ○いじめの有無の確認
- め ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたりその可能性が明らかになったりしたときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 ○いじめられた児童への支援
- の ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援 対 を行う
- ○いじめた児童への指導 処
  - ・いじめた児童に対しては、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保 護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。